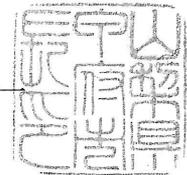


農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に基づき、地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）を変更したので、同法第19条第7項の規定により公告し、当該地域計画の案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該地域計画の案について、本市に意見書を提出することができる。

令和8年3月16日

甲府市長 樋口 雄



## 1 地域計画案の縦覧

### (1) 縦覧期間

令和8年3月17日（火）から令和8年3月30日（月）まで

### (2) 縦覧場所及び縦覧時間

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市産業部農林振興室農政課

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く）

甲府市ホームページ（24時間）

## 2 意見書の提出

### (1) 提出先

縦覧場所と同じ

### (2) 提出期限

令和8年3月30日（月）午後5時15分までに必着